

**貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る海外商社〔登録・格付変更(継続)・支払限度額設定〕申請・届出書**

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

特約コード: \_\_\_\_\_ 部門名: \_\_\_\_\_

申請・届出者住所: \_\_\_\_\_ (〒 \_\_\_\_\_)

申請・届出者: \_\_\_\_\_

印

代 表 者: \_\_\_\_\_

担 当 部 署: \_\_\_\_\_

担 当 者: \_\_\_\_\_

電 話 番 号: \_\_\_\_\_

F A X 番 号: \_\_\_\_\_

1. 貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る海外商社の(登録・格付変更・支払限度額設定)の申請・届出

貿易一般保険包括保険(企業総合)手続細則第1条、第3条及び第4条の規定に基づき、〔別紙〕のとおりに、貿易一般保険包括保険(企業総合)(以下「企業総合保険」という。)に係る海外商社の(登録・格付変更・支払限度額設定)を申請・届出します。

2. 重要事項説明書確認・了解の告知 【この欄は、特約締結又は更新する場合に記載してください。】

「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ(<http://www.nexi.go.jp>)からダウンロードして、その内容を確認・了解した。

はい・いいえ (いずれかに○印を付けてください。)

〔 注 意 事 項 〕

企業総合保険においては、保険申込みの前に輸出契約等の相手方(以下「バイヤー」という。)が「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に規定する海外商社名簿(以下「海外商社名簿」という。)に登録(以下「名簿登録」という。)されているだけでなく、企業総合保険の特約書締結者(特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合は特約コード)ごとに当該バイヤーが登録(以下「企総登録」という。)されていることが必要です。

「企総登録」とは、バイヤーごとに、参照番号・コード・名称・住所・格付・信用危険保険金支払限度額(以下「支払限度額」という。)・子会社等の別を、特約書締結者(特約コード)ごとに登録したものです。

したがって、特約書締結者は保険申込みの前にこれら登録等の手続きを完了しておくことが必要です。また、「企総登録」されているバイヤーを格付変更したり、格付変更により支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を含む。)が必要となる場合又は海外支店等・子会社等登録(以下「子会社登録」という。)をする場合にも、この書類による申請・届出が必要です。ただし、「企総登録」されているバイヤーの名称又は住所の変更を行うときは、この書類によらず、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」(平成13年4月1日01-制度-00065)第4条の規定に従って手続きを行って下さい。

**貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る海外商社〔登録・格付変更(継続)・支払限度額設定〕申請・届出書**

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

特約コード: \_\_\_\_\_ 部門名: \_\_\_\_\_

申請・届出者住所: \_\_\_\_\_ (〒 \_\_\_\_\_)

申請・届出者: \_\_\_\_\_

印

代 表 者: \_\_\_\_\_

担 当 部 署: \_\_\_\_\_

担 当 者: \_\_\_\_\_

電 話 番 号: \_\_\_\_\_

F A X 番 号: \_\_\_\_\_

1. 貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る海外商社の(登録・格付変更・支払限度額設定)の申請・届出

貿易一般保険包括保険(企業総合)手続細則第1条、第3条及び第4条の規定に基づき、〔別紙〕のとおりに、貿易一般保険包括保険(企業総合)(以下「企業総合保険」という。)に係る海外商社の(登録・格付変更・支払限度額設定)を申請・届出します。

2. 重要事項説明書確認・了解の告知 【この欄は、特約締結又は更新する場合に記載してください。】

「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ(<http://www.nexi.go.jp>)からダウンロードして、その内容を確認・了解した。

はい・いいえ (いずれかに○印を付けてください。)

〔 注 意 事 項 〕

企業総合保険においては、保険申込みの前に輸出契約等の相手方(以下「バイヤー」という。)が「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に規定する海外商社名簿(以下「海外商社名簿」という。)に登録(以下「名簿登録」という。)されているだけでなく、企業総合保険の特約書締結者(特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合は特約コード)ごとに当該バイヤーが登録(以下「企総登録」という。)されていることが必要です。

「企総登録」とは、バイヤーごとに、参照番号・コード・名称・住所・格付・信用危険保険金支払限度額(以下「支払限度額」という。)・子会社等の別を、特約書締結者(特約コード)ごとに登録したものです。

したがって、特約書締結者は保険申込みの前にこれら登録等の手続きを完了しておくことが必要です。また、「企総登録」されているバイヤーを格付変更したり、格付変更により支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を含む。)が必要となる場合又は海外支店等・子会社等登録(以下「子会社登録」という。)をする場合にも、この書類による申請・届出が必要です。ただし、「企総登録」されているバイヤーの名称又は住所の変更を行うときは、この書類によらず、「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」(平成13年4月1日01-制度-00065)第4条の規定に従って手続きを行って下さい。

1 この書類は、1通作成し次の時期に提出して下さい。

① 特約書の更新時に、企総登録済のバイヤーについて、支払限度額を設定しようとする場合は、原則として、特約書更新日の1月前まで。

② 特約期間の途中で、バイヤーを企総登録しようとする場合は、原則として、保険申込み予定日の15日前まで。ただし、バイヤーが次のいずれかに該当する場合には、原則として、保険申込み予定日の30日前まで。

イ 名簿登録されていない場合

ロ 格付の変更を要する場合

ハ 支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を除く。)を要する場合(④に該当する場合を除く。)

ニ 子会社登録を要する場合

③ 特約期間の途中で、企総登録済のバイヤーが次のいずれかに該当する場合は、原則として、保険申込み日の30日前まで。

イ 格付の変更が必要となった場合

ロ 子会社登録が必要となった場合

ハ 貿易一般保険運用規程第60条第2項ただし書により支払限度額の変更の設定を要する場合

④ 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により、支払限度額を設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を含む。)する格付に変更された場合(たとえば、格付がPU格からEF格に変更された場合等)は遅滞なく。

2 この書類により申請・届出されたものについては、これを審査し登録・格付変更・支払限度額の設定などの処理を行った後、申請・届出ごとに各バイヤーに係る参照番号・国及びバイヤーコード・名称・格付・支払限度額などを通知します。

3 この書類により申請・届出をしようとするときは、当該バイヤーが既に名簿登録あるいは企総登録されていないことを十分に確認してから申請・届出を行って下さい。

1 この書類は、1通作成し次の時期に提出して下さい。

① 特約書の更新時に、企総登録済のバイヤーについて、支払限度額を設定しようとする場合は、原則として、特約書更新日の1月前まで。

② 特約期間の途中で、バイヤーを企総登録しようとする場合は、原則として、保険申込み予定日の15日前まで。ただし、バイヤーが次のいずれかに該当する場合には、原則として、保険申込み予定日の30日前まで。

イ 名簿登録されていない場合

ロ 格付の変更を要する場合

ハ 支払限度額の設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を除く。)を要する場合(④に該当する場合を除く。)

ニ 子会社登録を要する場合

③ 特約期間の途中で、企総登録済のバイヤーが次のいずれかに該当する場合は、原則として、保険申込み日の30日前まで。

イ 格付の変更が必要となった場合

ロ 子会社登録が必要となった場合

ハ 貿易一般保険運用規程第60条第2項ただし書により支払限度額の変更の設定を要する場合

④ 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により、支払限度額を設定(代金回収不能に係る信用危険のてん補率を50%とする場合を含む。)する格付に変更された場合(たとえば、格付がPU格からEF格に変更された場合等)は遅滞なく。

2 この書類により申請・届出されたものについては、これを審査し登録・格付変更・支払限度額の設定などの処理を行った後、申請・届出ごとに各バイヤーに係る参照番号・国及びバイヤーコード・名称・格付・支払限度額などを通知します。

3 この書類により申請・届出をしようとするときは、当該バイヤーが既に名簿登録あるいは企総登録されていないことを十分に確認してから申請・届出を行って下さい。

〔記入要領〕

- 1 申請日、申請・届出者に関する箇所はもれなく記載し、必ず押印して下さい。
- 2 申請・届出区分[A・B]の欄は、申請・届出するバイヤーを次の2つに区分して別々に作成し、A、Bのどちらかの記号に○印を付して下さい。

A <支払限度額などの設定を必要とする場合>

- ① 企総登録申請時の格付がEE格、EA格、EM格、EF格、SA格の場合
- ② 企総登録を行おうとするバイヤーが名簿登録されていない場合であって、名簿登録後の当該バイヤーの格付が①に掲げるものとなることを予定している場合。
- ③ ①に掲げる格付への格付変更の申請をする場合
- ④ 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により①に掲げるものに変更(特約期間中のEM格又はEF格からEE格又はEA格への格付変更を除く。)されたときの支払限度額設定申請の場合

B <支払限度額などの設定を必要としない場合>  
Aに該当しない場合

(注)名簿登録がなされていないバイヤーを企総登録しようとする場合、既に名簿登録されているバイヤーについて企総登録と同時に格付変更しようとする場合又は既に企総登録がなされているバイヤーの格付変更をしようとする場合は、この書類に信用調査報告書等を添付して提出して下さい。

- 3 部門名の欄は、特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合、その部門名を記載して下さい。

- 4 参照番号は、企総登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、特約書締結者(特約コード)ごとに通し番号を付与したものです。

参照番号の欄には、この書類により行う申請・届出に係るバイヤーに付与されている参照番号を記入して下さい。なお、特約期間中にバイヤーの企総登録をしようとする場合など、参照番号が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。

- 5 バイヤーに係る箇所(国コード・バイヤーコード・格付・社名又は名称・住所)は、国コードから順にもれなく記載して下さい。

① 国コード及びバイヤーコード

バイヤーが名簿登録されているか否か確認をし、既に登録されているときは、海外商社名簿に記載されているコードを必ず記入して下さい。名簿登録が既になされているにもかかわらず、バイヤーコードが記載されていないと名簿登録がされていないバイヤーと誤って判断され、海外商社名簿に二重登録をしてしまう恐れがあります。なお、バイヤーが名簿登録されていない場合は、バイヤーコードの欄は空欄にして下さい。

② 格付

既に名簿登録されているバイヤーについては、申請・届出時点の格付を記入して下さい。なお、名簿登録と企総登録(企総登録と同時に格付変更をしようとする場合を含む。)とを同時に行おうとするときは、記載する必要はありません。

〔記入要領〕

- 1 申請日、申請・届出者に関する箇所はもれなく記載し、必ず押印して下さい。
- 2 申請・届出区分[A・B]の欄は、申請・届出するバイヤーを次の2つに区分して別々に作成し、A、Bのどちらかの記号に○印を付して下さい。

A <支払限度額などの設定を必要とする場合>

- ① 企総登録申請時の格付がEE格、EA格、EM格、EF格、SA格の場合
- ② 企総登録を行おうとするバイヤーが名簿登録されていない場合であって、名簿登録後の当該バイヤーの格付が①に掲げるものとなることを予定している場合。
- ③ ①に掲げる格付への格付変更の申請をする場合
- ④ 貴社に係る企総登録バイヤーの格付が貴社以外の者による格付変更申請等により①に掲げるものに変更(特約期間中のEM格又はEF格からEE格又はEA格への格付変更を除く。)されたときの支払限度額設定申請の場合

B <支払限度額などの設定を必要としない場合>  
Aに該当しない場合

(注)名簿登録がなされていないバイヤーを企総登録しようとする場合、既に名簿登録されているバイヤーについて企総登録と同時に格付変更しようとする場合又は既に企総登録がなされているバイヤーの格付変更をしようとする場合は、この書類に信用調査報告書等を添付して提出して下さい。

- 3 部門名の欄は、特約書により部門を特定して企業総合保険の申込みを行う場合、その部門名を記載して下さい。

- 4 参照番号は、企総登録されたバイヤーを管理するための整理番号であり、特約書締結者(特約コード)ごとに通し番号を付与したものです。

参照番号の欄には、この書類により行う申請・届出に係るバイヤーに付与されている参照番号を記入して下さい。なお、特約期間中にバイヤーの企総登録をしようとする場合など、参照番号が未だ付与されていないときは、記載する必要はありません。

- 5 バイヤーに係る箇所(国コード・バイヤーコード・格付・社名又は名称・住所)は、国コード順にもれなく記載して下さい。

① 国コード及びバイヤーコード

バイヤーが名簿登録されているか否か確認をし、既に登録されているときは、海外商社名簿に記載されているコードを必ず記入して下さい。名簿登録が既になされているにもかかわらず、バイヤーコードが記載されていないと名簿登録がされていないバイヤーと誤って判断され、海外商社名簿に二重登録をしてしまう恐れがあります。なお、バイヤーが名簿登録されていない場合は、バイヤーコードの欄は空欄にして下さい。

② 格付

既に名簿登録されているバイヤーについては、申請・届出時点の格付を記入して下さい。なお、名簿登録と企総登録(企総登録と同時に格付変更をしようとする場合を含む。)とを同時に行おうとするときは、記載する必要はありません。

6 輸出実績額の欄は、貿易一般保険運用規程第59条第2項各号の規定に基づき、算出した輸出実績額を記載して下さい。

(注 ・金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載して下さい。  
) ・輸出実績額が外貨建ての場合には、貿易一般保険約款に定められた換算率により円建てに換算して下さい。

7 主な取引条件・平均ユーザンスの欄には、ILC、D/P、D/A等の決済条件の別及び貿易一般保険運用規程第59条第2項に定める〔算式：暫定限度額の算定〕(注)1. に定める方法により算出した平均ユーザンスを記載して下さい。

〔参考〕平均ユーザンスの算定式

〔(個々の輸出契約等に係る取引額×該当ユーザンス)の合計〕÷〔個々の輸出契約等に係る取引額の合計〕=平均ユーザンス(30日単位で切り上げ)

ただし、平均ユーザンスの算定の基礎となる「個々の輸出契約等に係る取引額」には、貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書附帯別表第3に該当する輸出契約等に係る取引の額は含まない。

8 正味ユーザンスの欄には、貿易一般保険運用規程第59条第2項に定める〔算式：暫定限度額の算定〕(注)2. に定める方法により算出した正味ユーザンスを記載して下さい。なお、特約の更新時においては、独立行政法人日本貿易保険が算出した正味ユーザンスを記入して下さい。

(注 特約書締結時及び特約期間中において一のバイヤーに支払限度額を設定しようとするときは、輸出実績額、平均ユーザンス及び正味ユーザンスの確認のため、特約書締結予定日(特約期間中にあるはこの書類の提出日)の17月前から1年間の当該支払限度額を設定しようとするバイヤーとの取引に係る決済状況の記録の提出が必要となります。ただし、当該決済状況の記録を提出しないときは、輸出実績額は無いものとみなします。

9 設定希望支払限度額の欄は、バイヤーがEE格、EA格及びSA格に格付されている場合並びにEM格及びEF格に格付されている場合であって貿易一般保険運用規程第59条第2項各号に定める輸出実績額がある場合(ただし、当該輸出実績額が、特約書附帯別表第1において定める金額未満の場合は除く。)は、必ず記載して下さい。また、バイヤーの格付変更を行おうとする場合は、貿易一般保険運用規程第59条を参照のうえ、適宜、記載して下さい。(金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載のこと。)

6 輸出実績額の欄は、貿易一般保険運用規程第59条第2項各号の規定に基づき、算出した輸出実績額を記載して下さい。

(注 ・金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載して下さい。  
) ・輸出実績額が外貨建ての場合には、原則として「経済産業省公報」又は「通商弘報」に公示されている「輸出、輸入及び貿易関係貿易外取引関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」(毎月25日発行)に定められた換算率により円建てに換算して下さい。

7 主な取引条件・平均ユーザンスの欄には、ILC、D/P、D/A等の決済条件の別及び貿易一般保険運用規程第56条第2項に定める〔算式：暫定限度額の算定〕(注)1. に定める方法により算出した平均ユーザンスを記載して下さい。

〔参考〕平均ユーザンスの算定式

〔(個々の輸出契約等に係る取引額×該当ユーザンス)の合計〕÷〔個々の輸出契約等に係る取引額の合計〕=平均ユーザンス(30日単位で切り上げ)

ただし、平均ユーザンスの算定の基礎となる「個々の輸出契約等に係る取引額」には、貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書附帯別表第3に該当する輸出契約等に係る取引の額は含まない。

8 正味ユーザンスの欄には、貿易一般保険運用規程第59条第2項に定める〔算式：暫定限度額の算定〕(注)2. に定める方法により算出した正味ユーザンスを記載して下さい。なお、特約の更新時においては、独立行政法人日本貿易保険が算出した正味ユーザンスを記入して下さい。

(注 特約書締結時及び特約期間中において一のバイヤーに支払限度額を設定しようとするときは、輸出実績額、平均ユーザンス及び正味ユーザンスの確認のため、特約書締結予定日(特約期間中にあるはこの書類の提出日)の17月前から1年間の当該支払限度額を設定しようとするバイヤーとの取引に係る決済状況の記録の提出が必要となります。ただし、当該決済状況の記録を提出しないときは、輸出実績額は無いものとみなします。

9 設定希望支払限度額の欄は、バイヤーがEE格、EA格及びSA格に格付されている場合並びにEM格及びEF格に格付されている場合であって貿易一般保険運用規程第59条第2項各号に定める輸出実績額がある場合(ただし、当該輸出実績額が、特約書附帯別表第1において定める金額未満の場合は除く。)は、必ず記載して下さい。また、バイヤーの格付変更を行おうとする場合は、貿易一般保険運用規程第59条を参照のうえ、適宜、記載して下さい。(金額は千円未満を切り捨てて、千円単位で記載のこと。)

10 信用調査報告書等の欄は、次に該当する場合に「有」と記載して下さい。

- ① 名簿登録がなされていないバイヤーを、名簿区分P以外の区分において格付けして企総登録するときで、「海外商社名簿について」(平成13年4月1日01-制度-00063)第8条、第9条及び第10条に掲げる書類を添付して提出する場合
- ② 名簿登録がなされていないバイヤーを、名簿区分Pにおいて格付けして企総登録するときで、バイヤーの正しい名称・住所が確認できる書類(レターヘッドを有する当該バイヤーからの書簡の写し、ILCの写し又は輸出契約書の写しなど)を添付して提出する場合
- ③ 企総登録済のバイヤーの格付を変更しようとする場合又は名簿登録がなされているバイヤーの格付を企総登録と同時に変更しようとするときで、格付の変更理由書、信用調査報告書及び必要に応じて決済状況の記録を添付して提出する場合

11 子会社等の別の欄には、バイヤーが、貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書第3条第4項の規定により信用危険をてん補しないものとされる次のいずれかに該当するときは、それぞれ該当する番号を記載するとともに「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」(平成13年4月1日01-制度-00065)第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出して下さい。

- ① 被保険者の本店又は支店
- ② 特定の資本関係にある海外商社
- ③ 特定の人的関係にある海外商社
- ④ その他日本貿易保険が信用危険をてん補しないと認めた海外商社

12 この書類はA4規格で作成して下さい。

10 信用調査報告書等の欄は、次に該当する場合に「有」と記載して下さい。

- ① 名簿登録がなされていないバイヤーを、名簿区分P以外の区分において格付けして企総登録するときで、「海外商社名簿について」(平成13年4月1日01-制度-00063)第8条、第9条及び第10条に掲げる書類を添付して提出する場合
- ② 名簿登録がなされていないバイヤーを、名簿区分Pにおいて格付けして企総登録するときで、バイヤーの正しい名称・住所が確認できる書類(レターヘッドを有する当該バイヤーからの書簡の写し、ILCの写し又は輸出契約書の写しなど)を添付して提出する場合
- ③ 企総登録済のバイヤーの格付を変更しようとする場合又は名簿登録がなされているバイヤーの格付を企総登録と同時に変更しようとするときで、格付の変更理由書、信用調査報告書及び必要に応じて決済状況の記録を添付して提出する場合

11 子会社等の別の欄には、バイヤーが、貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書第3条第4項の規定により信用危険をてん補しないものとされる次のいずれかに該当するときは、それぞれ該当する番号を記載するとともに「海外商社名簿及び与信枠関係手続細則」(平成13年4月1日01-制度-00065)第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出して下さい。

- ① 被保険者の本店又は支店
- ② 特定の資本関係にある海外商社
- ③ 特定の人的関係にある海外商社
- ④ その他日本貿易保険が信用危険をてん補しないと認めた海外商社

12 この書類はA4規格とし、ワードプロセッサ等により作成して下さい。